様式 48 の 2

処置 手術

の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準に係る届出書添付書類 ※該当する届出事項を〇で囲むこと。

2 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的計画を策定し、職員等に周知徹底している。 (該当する・該当しない) 3 急性期医療に関する事項 (該当する項目に○をつけること) 「第三次救急医療機関 ②総合周産期母子医療センターを有する医療機関 ③小児救急医療拠点病院 ④災害拠点病院 ⑥地域医療支援病院 ⑥地域医療支援病院 ②基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 8 年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 第年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 格 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 有 ・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間 4 日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において 2 日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間 4 回以内である (該当する・該当しない)	1 算	定を行う診療科数		
3 急性期医療に関する事項 (該当する項目に〇をつけること) ①第三次救急医療機関 ②総合周産期母子医療センターを有する医療機関 ③小児救急医療拠点病院 ④災害拠点病院 ⑤へき地医療拠点病院 ⑥地域医療支援病院 ②基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 ⑧年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 ⑨年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間 4 日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2 日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間 4 回以内である	2 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的計画を策定し、職員等に周知徹底し			
①第三次救急医療機関 ②総合周産期母子医療センターを有する医療機関 ③小児救急医療拠点病院 ④災害拠点病院 ⑤へき地医療拠点病院 ⑥地域医療支援病院 ⑦基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 ⑧年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 ⑨年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間 4 日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2 日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間 4 回以内である	てし	ている。 (該当する・該当しない)		
②総合周産期母子医療センターを有する医療機関 ③小児救急医療拠点病院 ④災害拠点病院 ⑤へき地医療拠点病院 ⑥地域医療支援病院 ⑦基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 ⑧年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 9年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 「有・無)) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間 4 日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において 2 日以上連続で複動時間帯に当直を行った回数が各医師について年間 4 回以内である	3 急性期医療に関する事項 (該当する項目に〇をつけること)			
③小児救急医療拠点病院 ④災害拠点病院 ⑤へき地医療拠点病院 ⑥地域医療支援病院 ⑦基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 ⑧年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 ⑨年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間 4 日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において 2 日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間 4 回以内である		①第三次救急医療機関		
 ④災害拠点病院 ⑤へき地医療拠点病院 ⑥地域医療支援病院 ⑦基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 ⑧年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 ⑨年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間4日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間4回以内である 		②総合周産期母子医療センターを有する医療機関		
⑤へき地医療拠点病院 ⑥地域医療支援病院 ⑦基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 ⑧年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 ⑨年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間 4 日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2 日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間 4 回以内である		③小児救急医療拠点病院		
 ⑥地域医療支援病院 ⑦基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 ⑧年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 ⑨年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間 4 日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において 2 日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間 4 回以内である 		④災害拠点病院		
②基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関 ③年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 ④年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有 ・ 無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間 4 日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において 2 日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間 4 回以内である		⑤へき地医療拠点病院		
8年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院 年間 名 9年間の全身麻酔による手術件数が 800 件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間4日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間4回以内である		⑥地域医療支援病院		
③年間の全身麻酔による手術件数が800件以上の実績を有する病院 年間 件 4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間4日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間4回以内である		⑦基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関		
4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間4日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間4回以内である		⑧年間の緊急入院患者数が 200 名以上の実績を有する病院	年間名	
が実施する体制 (有・無) 5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間4日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間4回以内である		⑨年間の全身麻酔による手術件数が800件以上の実績を有する病院	年間 件	
5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医師について年間4日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間4回以内である	4 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外の医療従事者			
師について年間4日以内である (該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師に ついて年間4回以内である	が実施する体制 (有・無)			
(該当する・該当しない) 6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師に ついて年間4回以内である	5 届出を行う全ての診療科において予定手術前日において医師が当直等を実施した日数が各医			
6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師について年間4回以内である	師について年間4日以内である			
ついて年間4回以内である	(該当する・該当しない)			
	6 届出を行う全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が各医師に			
(該当する・該当しない)	ついて年間4回以内である			
		(該当	当する・該当しない)	

(年間の緊急入院患者数又は年間の全身麻酔による手術件数、予定手術前日において医師が 当直等を実施した日数の算出期間: 年 月 日~ 年 月 日)

[記載上の注意]

- 1 「1」について、算定を行う診療科の詳細を様式 48 の2の2により提出すること。
- 2 「2」については、様式13の4「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する 体制」及び病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の写しを添付するこ と。ただし、加算の変更の届出にあたり、直近7月に届け出た内容と変更がない場合 は、様式13の4の添付を略すことができる。
- 3 年間の緊急入院患者数、年間の全身麻酔による手術件数については、直近1年間の 実績を記載すること。
- 4 「3」の①~⑥に該当する場合は、当該保険医療機関がその指定を受けたことの分か

る資料を添付すること。

- 5 「4」について、静脈採血、静脈注射又は留置針によるルート確保が実施可能な医師 以外の者の氏名について、別添2の様式4を添付すること。
- 6 「5」について、チーム制を実施している診療科で実施した夜勤時間帯の手術のために呼び出した医師が翌日の予定手術に参加している場合は、全て算入していること。